

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出
大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

事務組織及び機構の取扱いについて

(1) 新市における組織及び機構の調整方針 (案) は次のとおりとする。ただし、新市においては常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

〔新市行政組織・機構整備方針〕(案)

総括方針

新市における行政組織・機構は次により整備するものとする。

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構

市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

個別方針

合併協定項目第 4 号「新市の事務所の位置について」の決定事項をふまえ、現在の 7 町村の庁舎を有効活用した事務組織及び機構とする。なお、具体的な事務組織・機構の編成については合併準備室 (仮称) で行う。

(2) その他の附属機関の取扱いについては

7 町村とも設置されているものについては、原則として統合する。

1 町村のみに設置されているものについては、法令に基づくものや地域の特殊事情等を考慮し合併までに調整する。

複数町村に設置されているものについては、新市において速やかに調整する。

委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。